

令和元年松前町規則第1号

松前町情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和元年5月20日

松前町長 岡 本 靖

松前町情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則
(松前町情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 松前町情報公開条例施行規則(平成13年松前町規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(公文書の公開に係る費用の額等)</p> <p>第7条 条例第16条に規定する公文書の写しの作成に要する費用は、次の表の左欄に掲げる写しの作成方法につき、同表の右欄に掲げる金額とし、公文書の写しの送付に要する費用は、郵便料金相当額とする。</p> <table border="1" data-bbox="190 986 1115 1289"><thead><tr><th data-bbox="190 986 831 1035">写しの作成方法</th><th data-bbox="831 986 1115 1035">金額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="190 1035 618 1236">1 町に備付けの複写機によるもの(日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算する。)</td><td data-bbox="618 1035 1115 1236">省略</td></tr><tr><td data-bbox="190 1236 618 1289">2 省略</td><td data-bbox="618 1236 1115 1289">省略</td></tr></tbody></table> <p>2 省略</p>	写しの作成方法	金額	1 町に備付けの複写機によるもの(日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算する。)	省略	2 省略	省略	<p>(公文書の公開に係る費用の額等)</p> <p>第7条 条例第16条に規定する公文書の写しの作成に要する費用は、次の表の左欄に掲げる写しの作成方法につき、同表の右欄に掲げる金額とし、公文書の写しの送付に要する費用は、郵便料金相当額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1184 986 2112 1289"><thead><tr><th data-bbox="1184 986 1825 1035">写しの作成方法</th><th data-bbox="1825 986 2112 1035">金額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1184 1035 1612 1236">1 町に備付けの複写機によるもの(日本工業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算する。)</td><td data-bbox="1612 1035 2112 1236">省略</td></tr><tr><td data-bbox="1184 1236 1612 1289">2 省略</td><td data-bbox="1612 1236 2112 1289">省略</td></tr></tbody></table> <p>2 省略</p>	写しの作成方法	金額	1 町に備付けの複写機によるもの(日本工業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算する。)	省略	2 省略	省略
写しの作成方法	金額												
1 町に備付けの複写機によるもの(日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算する。)	省略												
2 省略	省略												
写しの作成方法	金額												
1 町に備付けの複写機によるもの(日本工業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算する。)	省略												
2 省略	省略												

(松前町個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第2条 松前町個人情報保護条例施行規則（平成17年松前町規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(公文書の開示に係る費用の額)</p> <p>第10条 条例第26条に規定する公文書の写しの作成に要する費用は、次の表の左欄に掲げる写しの作成方法につき、同表の右欄に掲げる金額とし、公文書の写しの送付に要する費用は、郵便料金相当額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">写しの作成方法</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 町に備付けの複写機によるもの（<u>日本産業規格</u>A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算する。）</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>2 省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table>	写しの作成方法	金額	1 町に備付けの複写機によるもの（ <u>日本産業規格</u> A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算する。）	省略	2 省略	省略	<p>(公文書の開示に係る費用の額)</p> <p>第10条 条例第26条に規定する公文書の写しの作成に要する費用は、次の表の左欄に掲げる写しの作成方法につき、同表の右欄に掲げる金額とし、公文書の写しの送付に要する費用は、郵便料金相当額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">写しの作成方法</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 町に備付けの複写機によるもの（<u>日本工業規格</u>A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算する。）</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>2 省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table>	写しの作成方法	金額	1 町に備付けの複写機によるもの（ <u>日本工業規格</u> A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算する。）	省略	2 省略	省略
写しの作成方法	金額												
1 町に備付けの複写機によるもの（ <u>日本産業規格</u> A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算する。）	省略												
2 省略	省略												
写しの作成方法	金額												
1 町に備付けの複写機によるもの（ <u>日本工業規格</u> A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算する。）	省略												
2 省略	省略												

(松前町税条例施行規則の一部改正)

第3条 松前町税条例施行規則（平成21年松前町規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第31号</p> <p>様式第31号（その1） 一般標識 <u>（日本産業規格 原動機付自転車用番号標の様式）</u></p> <p>図1 省略 図2 省略 備考 省略</p> <p>様式第31号（その2） 図柄入り標識 省略</p>	<p>様式第31号</p> <p>様式第31号（その1） 一般標識 <u>（日本工業規格 原動機付自転車用番号標の様式）</u></p> <p>図1 省略 図2 省略 備考 省略</p> <p>様式第31号（その2） 図柄入り標識 省略</p>

(松前町下水道使用料等徴収事務の委任に関する規則の一部改正)

第4条 松前町下水道使用料等徴収事務の委任に関する規則(平成23年松前町規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第2号(第5条関係)</p> <div data-bbox="181 411 1075 568" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>下水道使用料等徴収職員証再交付申請書</p><p>省略</p></div> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。</p>	<p>様式第2号(第5条関係)</p> <div data-bbox="1180 411 2074 568" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>下水道使用料等徴収職員証再交付申請書</p><p>省略</p></div> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。</p>

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。